

**長野県告示第313号**

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

令和元年11月21日

長野県知事 阿部 守一

1 保安林予定森林の所在場所

飯山市大字一山字崩1460の47、1460の49から1460の55まで、1460のハの27から1460のハの31まで、1463の1、1463の8、1463の9、1463のへの1、1463のへの2、1463のト

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、抾伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び飯山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第314号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

令和元年11月21日

長野県知事 阿部 守一

1 保安林予定森林の所在場所

木曽郡木曽町日義15のハ、15のニ

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、抾伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び木曽町役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第315号

北陸地方整備局松本砂防事務所長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定による公共測量を実施する旨の通知がありました。

令和元年11月21日

長野県知事 阿部 守一

1 作業種類

空中写真測量、写真地図作成

2 作業期間

令和元年10月18日から令和2年2月28日まで

3 作業地域

北安曇郡白馬村、北安曇郡小谷村

建設政策課

長野県告示第316号

長野地方法務局長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定による公共測量を実施する旨の通知がありました。

令和元年11月21日

長野県知事 阿部 守一

1 作業種類

不動産登記法第14条第1項に基づく地図作成に係る基準点測量

2 作業期間

令和元年11月20日から令和2年2月28日まで

3 作業地域

長野市

建設政策課

長野県告示第317号

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号。以下「法」という。）第22条の2第2項（法第22条の3第2項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により、宅地建物取引士証の交付を受けようとする者が受講しなければならない講習を、次のとおり指定しました。

令和元年11月21日

長野県知事 阿部 守一

1 公益社団法人全日本不動産協会長野県本部が、法第22条の2第2項の講習として実施する講習

2 1の講習をやむを得ない理由により受講できない場合には、他の都道府県知事が法第22条の2第2項の規定により指定した講習で、長野県知事が特に認めたもの

建築住宅課

長野県飯田建設事務所告示第15号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から令和元年12月10日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県飯田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和元年11月21日

長野県飯田建設事務所長 丸山義廣

1 路線名 長沢田村線

2 供用を開始する区間

下伊那郡豊丘村神稲2317番の3地先から

下伊那郡豊丘村神稲2317番の3地先まで

3 供用を開始する期日 令和元年11月21日

道路管理課

**公告**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定による変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和元年11月21日

長野県知事 阿部守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ケーズデンキ佐久平店

佐久市佐久平駅東6-10ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

株式会社北越ケーズ

新潟県新潟市中央区女池8-16-17

3 變更しようとする事項

(1) 店舗面積の合計

(変更前) 2,400平方メートル

(変更後) 2,896平方メートル

(2) 駐車場の位置及び収容台数

	変更前	変更後
1	47台	44台
2	75台	75台
合計	122台	119台

(注) 位置は届出書添付の図面のとおり

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

	変更前	変更後
1	40平方メートル	40平方メートル
2	24平方メートル	24平方メートル
合計	64平方メートル	64平方メートル

(注) 位置は届出書添付の図面のとおり

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

変更前	変更後
22立方メートル	22立方メートル

(注) 位置は届出書添付の図面のとおり

(5) 小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前)

小売業者名	開店時刻	閉店時刻
ラオックスヒナタ株式会社	午前10時	午後9時

(変更後)

小売業者名	開店時刻	閉店時刻
株式会社北越ケーズ	午前9時	午後9時

(6) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

	変更前	変更後
1	午前9時30分から 午後9時30分まで	午前8時30分から 午後9時30分まで
2	午前9時30分から 午後9時30分まで	午前8時30分から 午後9時30分まで

(7) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

	変更前	変更後
入口	3	2
出口	3	2
合計	6	4

(注) 位置は届出書添付の図面のとおり

4 變更する年月日

令和2年7月12日

5 届出年月日

令和元年11月11日

6 届出書及び添付書類の縦覧の場所

長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県佐久地域振興局商工観光課

7 縦覧の期間

令和元年11月21日から令和2年3月23日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日）